

新たなまちづくりに併せた

# 無電柱化

無電柱化の推進に関する法律に基づき、土地区画整理や開発行為等により整備する道路は

原則、無電柱化する必要があります

防災性の

向上

目的1

安全で快適な

歩行空間の確保

目的2

都市景観の

向上

目的3

仙台市

# 1.無電柱化の必要性

近年、災害の頻発・激甚化等により無電柱化の必要性が増しており、平成28年12月には「無電柱化の推進に関する法律」(以下「無電柱化法」)が施行され、国・地方公共団体・関係事業者・国民がそれぞれの役割分担のもと、無電柱化の推進に関する施策を総合的・計画的かつ迅速に進めていくことが定められました。

本市としても、防災環境都市づくりなどの取組みが、益々重要になってきていることから、令和2年3月に仙台市無電柱化推進計画を策定し、道路の無電柱化を総合的かつ計画的に進めています。

無電柱化の推進にあたっては、新たな電柱の設置を抑制する取組みも必要であり、無電柱化法第12条に基づき、市街地開発事業等下記の事業により整備する道路は、原則として道路の無電柱化が必要となります。

# 2.無電柱化の対象事業

無電柱化法第12条に規定されている主な無電柱化の対象事業は下記のとおりです。

- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業
- 開発行為等により道路を整備する事業
- 道路の新設、改築又は修繕に関する事業
- 道路法第24条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事を行う事業



# 3.電柱・電線の道路占用が認められる場所

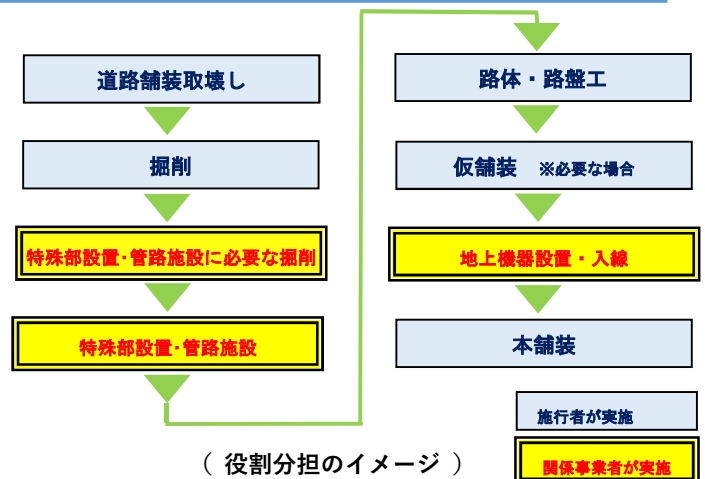
無電柱化の実施が技術上困難であると認められる下記のような場所については、対象事業とならない場合があります。詳細は指導(許可)担当部署若しくは下記までお問合せ下さい。

- 掘削の深さが浅い箇所
- 延長が無電柱化するには短い箇所
- 工事着手の2年前までに関係事業者\*へ通知されていない箇所
- 構造その他事情に照らし技術上困難と認められる場所  
(道路の幅員が著しく狭い、既設占用物件が多数埋設されている等)

# 4.関係事業者との調整

事業に併せた無電柱化は、事業の施行者と関係事業者\*が連携しながら事業を進めます。

無電柱化に向けた関係事業者等との調整には一定の期間を要するため、事業計画の検討段階など、なるべく早い時期から無電柱化に向けた調整を行う必要があります。



\*関係事業者：道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者

(役割分担のイメージ)